



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る感謝状の贈呈について

令和6年7月4日

（問い合わせ先）

担当：企画政策課企画政策係 日下部

直通電話：0248-88-9111

Eメール：kikaku@city.sukagawa.lg.jp

報道機関各位

株式会社阪神マテリアルより、市が実施している「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」対象事業に対し、多額の寄附をいただきました。

つきましては、感謝状の贈呈を行いますので、取材をお願いいたします。

- | | |
|----------|--|
| 1 日 時 | 令和6年7月5日（金） 13時10分から |
| 2 場 所 | 須賀川市役所 市政経営会議室（3階） |
| 3 寄附者 | 株式会社阪神マテリアル 代表取締役社長 中道 史和 様 |
| 4 寄附額 | 5,000,000 円 |
| 5 寄附対象事業 | 地域における防災・減災体制の強化（消防団管理運営事業） |
| 6 出席者 | ＜株式会社阪神マテリアル＞
専務取締役 中道 利高 様
＜須賀川市消防団＞
団長 五十嵐 伸 様
＜須賀川市＞
橋本市長、安藤副市長、野沢企画政策部長 |

7 寄附金の使途

寄附金は、地域における防災・減災体制の強化のため、市内消防団の防火衣更新費用へ充当し、本市の消防事業の強化のために活用いたします。

8 その他

（1）今回の寄附は、株式会社阪神マテリアルからの**今年度2回目の寄附となります。**

（2）市の地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）への寄附は3例目です。

＜地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）＞

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。本市では令和2年7月に国の認定（初回）を受けており、その後も継続して本制度を活用しています。